

令和元年第3回

奈良県後期高齢者医療 広域連合議会（定例会）会議録

開会 令和元年11月8日

閉会 令和元年11月8日

奈良県後期高齢者医療広域連合議会

12番 太田好紀君
13番 東川裕君
14番 吉田弘明君
16番 高見省次君
19番 今中富夫君

欠席議員（5名）

3番 乾充徳君
11番 森下豊君
15番 阿古和彦君
17番 中西和夫君
20番 北岡篤君

6. 説明のため出席した者

広域連合長	上田清君
副広域連合長	松井正剛君
代表監査委員	上田和利君
会計管理者	中野広実君
理事	園田正行君
事務局長	今西尚子君
事務局次長	森田俊子君
総務課長	松浦史武君
事業課長	山本光伸君

7. 職務のため出席した者

書記	大前玲子
事務局職員	吉尾貴詩
速記	森井明日奈

議長（札辻輝巳君） ただいまより令和元年第3回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の会議につきましては、関係者による写真等の撮影を許可いたしておりますのでご了承願いたいと思います。

次に、監査委員より例月出納検査の結果報告書の提出がありました。議席に配付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

広域連合長より招集の挨拶がございます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） それでは、皆さん、こんにちは。奈良県後期高齢者医療広域連合議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、令和元年第3回広域連合議会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公務ご多忙の中ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。また、高齢者医療制度の運営にご理解とご協力をいただき、改めて御礼を申し上げます。

さて、本年5月に改正された医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法を受け、翌6月に閣議決定をされました「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、高齢者一人一人に対しフレイル等の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、運動・口腔・栄養・社会参加等の観点から、市町村に対する保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するとされました。具体的には、高齢者の保健事業について心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、保健事業の方針や広域連合と市町村との連携内容を広域計画に規定し、内容を明確にした上で、その方針等に基づき構成市町村に保健事業の実施を委託し、介護予防の取り組み等との一体的な実施を進めることとなります。

このような状況を踏まえ、当広域連合といたしましては、令和2年度から一体的実施が本格施行となること等を踏まえ、構成市町村との十分な協議を経て当該事業に取り組めるよう、市町村と広域連合の役割分担等を盛り込むために広域計画を改正する準備を進めてまいります。また、健康寿命の延伸に向けてさまざまな施策を講じつつ、医療費の適正化、高齢者医療制度の更なる安定に努め、ひいては高齢者の方々に安心して必要な医療を受けていただけるよう、保険者の責務を果たしてまいり所存でございます。

本定例会におきましては、平成30年度奈良県後期高齢者医療広域連合の一般会計及び特別会計の決算認定2件、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正1件、令和元年度特別会計の補正予算1件、計4議案を提出させていただいております。何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれの議案につきまして、ご認定並びにご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりまして招集のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（札辻輝巳君） それでは、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしておりますとおりでございます。

直ちに日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、2番、萬津力則君、4番、大橋基之君、以上2名の方を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日11月8日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第3、認第1号、平成30年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認第2号、平成30年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） ただいま上程をいただきました認第1号及び第2号の2案件について、一括してご説明を申し上げます。

まず、認第1号、平成30年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

議案書の10ページをご覧くださいと存じます。

平成30年度の一般会計決算は、歳入総額7億8,414万536円、歳出総額7億4,116万7,317円で、実質収支額は4,297万3,219円となっております。

歳入では分担金及び負担金として、構成市町村からの負担金が歳入の89.4%を占めております。歳出では民生費が歳出の86.2%となり、歳出の大半を占めておりますが、これは後期高齢者医療特別会計への繰出金で、その用途の主なものは事業課職員の人件費等の事務費でございます。

次に認第2号、平成30年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

議案書27ページをご覧くださいと存じます。

平成30年度の特別会計決算は、歳入総額1,834億8,324万6,098円、歳出総額1,802億971万8,463円で、実質収支額は32億7,352万7,635円となっております。

歳入では国庫支出金が歳入の31.6%を占めており、国からの療養給付費負担金や、高額医療費負担金、調整交付金、円滑運営臨時特例交付金とその主なものとなっております。さらに、社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者交付金が歳入の40.2%を占めております。歳出では保険給付費が1,763億8,179万7,837円で、歳出の97.9%となり、歳出の大部分を占めております。

また、議案書の14ページをご覧くださいと存じます。

歳入の10款、諸収入、3項、雑入において、不納欠損額249万7,064円を計上しておりま

す。その内訳は、時効により債権が消滅をいたしました患者負担分の割合変更に伴う不当利得返還金81件、249万7,064円となっているところでございます。

以上、一括上程をいただきました案件につきまして、その概要を申し上げたところでございます。よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（札辻輝巳君） 次に、代表監査委員より決算審査の結果報告を受けます。

代表監査委員、上田和利君。

代表監査委員（上田和利君） 上田でございます。それでは、監査委員を代表いたしまして、平成30年度の決算審査報告を申し上げます。

地方自治法の規定に基づき、平成30年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、広域連合長から提出されました決算書をもとに審査を行いました。審査につきましては、北監査委員さんとともに決算書及び決算附属書類について関係書類と調査・照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について検討し、あわせて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、実施したものであります。その結果、審査に付された一般会計及び特別会計の決算書及び附属書類は関係法令の諸規定に準じて適法に作成され、計数等はいずれも正確で適正に処理されており、予算の執行状況につきましても適正であると認められました。

決算の概要についてでございますが、まず一般会計につきましては、歳入総額7億8,414万536円、歳出総額7億4,116万7,317円で、4,297万3,219円の黒字となっております。次に、特別会計につきましては、歳入総額1,834億8,324万6,098円、歳出総額1,802億971万8,463円で、32億7,352万7,635円の黒字となっております。また、後期高齢者医療給付費等準備基金といたしましては、年度末現在高が14億4,800万4,296円となっております。

詳細につきましては、お配りしております決算審査意見書のとおりでございますが、被保険者間の負担の公平性を確保し、適正な債権管理に努めるとともに、収入未済の速やかな回収及び縮減に向け一層努力されるよう望むものでございます。また、今後も予算編成や計画的な資金収支に留意され、財政基盤の安定強化とともに、歳入歳出両面について改善を図りつつ、効率的・効果的な事業の推進と堅実な制度運営を一層期待するものでございます。

簡単ではございますが、以上をもちまして決算審査報告といたします。

議長（札辻輝巳君） これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

16番、高見君。

16番（高見省次君） 1点質問をさせていただきます。今、決算の審査意見書ということで伺いまして、基金のことでございますけれども、後期高齢者医療給付費等準備基金、決算年度末現在高14億4,800万4,296円ということですが、できましたら過去5年間の基金残高の推移をお知らせいただければありがたいと思います。

議長（札辻輝巳君） 事務局。

理事（園田正行君） 詳細な金額は、今現在、手元にデータがありませんので申し上げられませんけ

れども、ここ5年間は約14億円前後で推移をしております。

以上でございます。

議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終わります。

これより討論・採決に入ります。討論・採決は1議案ごとに行います。

認第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより認第1号の採決を行います。

認第1号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。よって、認第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより認第2号の採決を行います。

認第2号は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。よって、認第2号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第4、議第7号、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） ただいま上程をいただきました議第7号について、ご説明を申し上げます。

議第7号、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書の29ページをご覧くださいと存じます。

本案は、長期継続契約を締結することができる契約に車両の借り入れ及び文書保管管理に関する契約を追加するため、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、上程いただきました議案についてご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（札辻輝巳君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

議第7号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(札辻輝巳君) ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5、議第8号、令和元年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長(上田 清君) ただいま上程をいただきました議第8号について、ご説明を申し上げます。

議第8号、令和元年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

議案書の30ページをご覧くださいと存じます。

平成30年度の療養給付費負担金等の額が確定したことによる精算に伴う補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ26億4,933万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,870億9,333万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、歳入といたしまして、市町村からの療養給付費過年度負担金1億7,557万6,000円、県からの療養給付費過年度負担金1億2,333万8,000円を増額するとともに、個人の方からの遺贈である1,000万円を一般寄附金として受け入れるものでございます。

また、歳出といたしまして、平成30年度の市町村及び国の療養給付費負担金、国・県の高額医療費負担金、国の財政調整交付金、後期高齢者交付金、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金及び医療制度事業費補助金の確定に伴う償還金として償還金26億3,933万7,000円を増額するとともに、一旦歳入で受け入れました1,000万円の寄附金を後期高齢者医療給付費等準備基金に積み立て、今後有効に活用させていただく予定でございます。

以上、上程いただきました議案につきまして、その概要を申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長(札辻輝巳君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（札辻輝巳君） これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は提案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（札辻輝巳君） ご異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、一般質問を行います。

通告に従い、質問を許可いたします。

16番、高見君。

16番（高見省次君） 16番の高見でございます。今、議長から許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

奈良県後期高齢者医療広域連合におかれましては、奈良県の後期高齢者の医療保険行政を推進していただいていること、敬意を表します。先ほど、決算につきましての認定がございましたけれども、平成30年度につきまして、単年度収支ということでは2億円余りの財源不足というところが出てきております。また、本年度10月時点での資料に基づきますと、奈良県の被保険者数、これが対前年比で3.6%の増、医療費につきましても3.5%の増という、そういう状況が出てきているところでございます。そして、今、質問もさせていただきましたが、基金につきましても14億円余りということでございます。こうした状況の中で、2点ご質問をさせていただきます。

1つは令和2年度に向けての後期高齢者医療保険料の見直しについてでございます。もう1点は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についてということです。

1点目につきましては、後期高齢者医療保険料については2年ごとに見直しが行われております。第7期に向けた令和2年度における見直しにつきまして、試算段階ではございますけれども、均等割額、所得割率ともかなりの増額が見込まれる状況と伺っております。これは後期高齢者医療被保険者の医療費が急激に増加していることに起因していると考えておりますが、これを直ちに保険料に反映させますと、被保険者の生活はますます厳しいものとなっていくと考えております。保険料の見直しに当たりまして、奈良県の財政安定化基金や広域連合の基金等の繰り出しも含め、保険料の増額を少しでも抑えることができないのかお伺いをしたいと思います。

2点目につきましては、先ほども連合長からご説明ございましたけれども、厚生労働省が高齢者の健康診査事業をこれまでも増して推進するため、フレイル、虚弱高齢者の重症化予防を目的とし、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施という方針を打ち出されております。令和2年度からの実施ということで決定されているということでございます。事業の実施に当たりまして、広域連合が市町村へ委託をして実施するという制度でございますけれども、広域連合としてどのような方針、そしてスケジュール、先ほど役割分担についての計画づくりのお話ございましたけれども

も、現時点でどのように取り組まれようとしているのか、お伺いしたいと思います。そしてまた、実施に際しての広域連合と市町村の役割を明確にさせていただきたいということで、この点についてもお伺いいたします。

以上2点につきまして、よろしくお願ひいたします。

議長（札辻輝巳君） 広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 16番、高見議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目でございます。令和2年度における保険料率の見直しに当たり、保険料の増額を少しでも抑えることはできないのかというご質問でございます。

まず、後期高齢者の保険料についてご説明を申し上げますと、後期高齢者医療の財源は、患者負担分を除き公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割で、残りの約1割について、後期高齢者の皆様方に保険料として負担していただいているところでございます。この保険料は2年ごとに見直すこととなっており、令和2年、3年度の保険料率につきましては、来年1月にかけて医療給付費や被保険者数の推移、また今後発表される診療報酬の改定なども踏まえながら試算を重ねてまいります。現時点では保険料率を決定するに足る計数等が整っておりませんので、詳細な保険料率は申し上げられませんが、議員お述べのとおり、次期保険料率はこれまでより高くなるのではないかと予想されております。

その主な要因として、まず1点目が1人当たりの医療費の増加でございます。医療の高度化や後期高齢者の構成割合の高年齢化に伴い、1人当たりの医療費が上昇すると見込んでおります。

次に2点目ですが、後期高齢者の保険料負担率の変更でございます。高齢者の方々に負担していただく割合につきましては、後期高齢者の方々が増えることにより引き上げられる仕組みとなっております。制度創設時は10%であった負担率は、国の定めるところにより毎回上昇していることから、次期はさらに上昇し11.39%と見込まれております。

3点目としては、保険料軽減特例の見直しでございます。後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じて低所得者の均等割保険料が7割・5割・2割軽減をされております。さらに、制度施行に当たり、激変緩和の観点から平成20年度以降、国費により均等割保険料が最大で9割まで軽減されておりましたが、この国費による軽減特例が段階的に縮小され、令和2年度には廃止されることから、1人当たりの保険料の負担が大きく増えることとなっております。

このようなことから、現在1人当たり月額で平均6,210円の保険料を負担していただいておりますが、少なくとも1割以上は上昇するという現時点での試算結果となっております。今後さらに精査することになりますが、広域連合といたしましては、議員の思いと同じく、できる限り保険料率の上昇を抑制するため、余剰金の投入はもちろんのこと、さらに県に対しては財政安定化基金からの支援についても相談をしているところでございます。ご理解のほどをお願い申し上げます。

次に2点目、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、広域連合としてどのような方針とスケジュールで取り組もうとしているのか、また、実際に実施する際の広域連合と市町村の役割についてのご質問でございます。

74歳までの方々に対しては、国民健康保険をはじめ、他の医療保険者が重症化予防などに取り組まれているところでございますが、75歳以上の高齢者の保健事業につきましては、広域連合の

組織上の制約などから、ほとんどの広域連合において、重症化しそうな方々に対して個別に働きかけをすることまではできていないというのが現状でございます。75歳を境にして保健事業が断絶をしていると言われているような状況、全国的にもそういった状況でございます。さらに、議員ご指摘のように、高齢者のフレイル、虚弱であります。対策の面から考えますと、疾病予防として身体のことだけに着目するのではなく、介護予防として生活機能の低下や高齢者の社会的つながりの弱さへの対策をあわせて一体的に実施することがより効果的であると考えられるところでございます。

このような背景から、今般法律の改正により、令和2年度から後期高齢者の保健事業を市町村に委託して実施できるという枠組みが整備をされました。国が想定するスキームによりますと、保健事業に係る企画調整等から医療分析等ができます医療専門職、具体的には保健師等であります。これを市町村が正規職員として配置をした場合、国からの特別調整交付金が交付されるというものでございます。このような状況を踏まえ、今後の保健事業につきまして高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごしていただけるように、当広域連合といたしましては高齢者の身体的・精神的及び社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的に取り組みを進めるとともに、高齢者一人一人の状況に応じたきめ細かな対応を行うことを基本方針として進めてまいりたいと考えております。

なお、本県では各市町村に医療専門職を正規職員として配置していくことは非常に難しいと思われるため、まずは広域連合が実施主体として現状分析を行い、各市町村には現在74歳までの方々に対して実施しておられる重症化予防などの個別的な支援を、介護予防という観点からもあわせて75歳以上の方々に継続して実施するとともに、疾病予防の取り組みもお願いをしたいと考えているところでございます。具体的には、市町村によって既に実施されている保健事業の内容や組織体制など、事情がそれぞれ異なりますので、昨年度から地域別に開催しております保健事業ブロック会議において市町村の方々と個別に協議をさせていただき、なるべく早期に実施できるよう調整をさせていただきたいと考えております。そうした観点で進めてまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（札辻輝巳君） 16番、高見君。

16番（高見省次君） ありがとうございます。まず1点目の保険料につきましては、今お話しいただいたように、負担率について11.39%という見込み、そして軽減の特例の段階的廃止ということで、1割以上上昇するというかなり大きな保険料の引き上げということが見込まれているというお話でございました。やはり1割というのはかなり大きな引き上げで、住民にとっては大きな負担増というふうに思います。できるだけ抑制という考えとしては共有とおっしゃっていただいたわけでございますけれども、基金のほうも14億円ということでございますので、それほど大きな、将来に向けての財源ということでもないのかというふうに思いますので、やはりそういうことを見据えながら、財政安定化基金も含めて総合的に判断をしていただきたい。

そして、やはり一方で奈良県の1人当たりの医療費というものが非常に高いということでございますので、そこをどう抑制していくのか、それについても重要でございますので、2点目の話にもかかわりますけれども、さまざまなITなども活用して、AIなどによる分析等、政策の立案、そ

うしたこともぜひ考えていただけないかということで、抑制についての考えも少しお伺いできればありがたいと思います。

2点目につきましては、今ご答弁で伺いましたところ、当面は分析については広域連合でしていただくということでございました。特に今おっしゃっていただいた、市町村が正規職員として医療専門職を雇っていくということになりますと、かなり負担も出てくるというふうに判断しております、そう簡単ではないという状況がございますので、しかし、この役割というのは全体の企画立案、そして評価を進めていくという大事な役割でございますので、そのところを市町村の事情もはっきり見きわめながら進めていただきたいというふうに考えるところでございます。

1点目については医療費の抑制部分を含めた保険料の抑制策、そして2点目につきましては市町村の事情をしっかりと踏まえた進め方ということで、再度、連合長からお考えを述べていただければありがたいと思います。

議長（札辻輝巳君） 広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 再度のご質問でございます。

1点目でございますが、先ほど申し上げたとおり、保険料の抑制についての思いは、おそらく議員皆様方と広域連合も同じ立場ではないかと思っております。申し上げたとおり、あらゆる手段、特に大きなのは余剰金と、それから県における財政安定化基金からの支援でございますが、そのことだけではなく、あらゆる観点から抑制に向けて努力をしたい。議員お述べのとおり、保健事業もこれからは大変大きなウエートを占めてくるのではないかと、そんなふうに考えております。1点目、2点目、重なる部分もありますが、そうした意味において市町村との役割分担、特に先ほど申し上げたとおり、75歳以上がどうしても空白になってきたという中でどうしていくのかという、このことをブロック会議等でしっかりと話をしていくとともに、国のほうでは、例えば保健師を配置をすれば公金を出そうという話ですけれども、議員皆様方ご存知ではございますが、先ほど申し上げたように保健師不足に悩んでいる状況の中で、なかなかそう一気にいくものではありません。お互いに英知を集めながら対応していくことで1点目の抑制につなげる、そんな努力を2年度以降はしていかなければと考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（札辻輝巳君） 16番、高見君。

16番（高見省次君） ありがとうございます。3回目ということで、今、連合長からおっしゃっていただいたとおり、しっかりと状況を見きわめながら、新しい制度ということもございますので、連携をしっかりとりながら進めていただくようによろしく申し上げます。

そして、1つこれは要望ですが、やはりこの広域連合の仕組みということで、特に今回のように保険料の引き上げということが見込まれている中で、その決定に至るプロセスといいますか、理由、試算、そういうことについてやはり、それぞれの市町村の住民が理解をできるだけ深められるような形での広報ということで、これは以前もお話をさせていただきましたが、それをぜひこれから準備も進めていただきたい、そのように要望させていただきます、私の一般質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（札辻輝巳君） 以上で一般質問を終わります。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

よって、本定例会はこれで閉じることにいたします。

議員各位には、慎重なる審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

理事者におきましては、今後も後期高齢者医療制度の円滑な運営に努力されるよう期待するものでございます。

閉会に当たり、広域連合長より挨拶がございます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） それでは、令和元年度第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、本日の議会にご提案申し上げました案件につきまして慎重にご審議をいただき、原案どおりご認定並びにご議決を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

今後も安定的かつ円滑な制度運営に向けて、県や各市町村と密接に協力、連携をとりながら業務に精励をしてまいり所存でございます。議員の皆様方におかれましても、今後ともなお一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単でございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

議長（札辻輝巳君） それでは、これをもって令和元年第3回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉 会 午後2時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長

札 辻 輝 巳

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

萬 津 力 則

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

大 橋 基 之